

最高裁判決を踏まえた保護費追加給付事務における個人情報漏れについて

令和8年8月から受付を開始している、生活保護廃止世帯への最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付に関して、保護受給歴などが記載された決定通知書を別人に送付することで個人情報漏洩するという事案が発生しました。

1 追加給付について

最高裁判決を踏まえた保護費追加給付の対象世帯

- ・保護受給中の世帯 10,203件（3月末～7月末で給付完了）
 - ・保護廃止となっている世帯 7,000件を想定
- 令和8年8月1日から申出受付開始（全国共通）

2 事案の内容

追加給付の申出書の提出があり、8月13日までに追加給付を決定した33人に対して、その決定通知書を8月10～14日に郵送した。（10日に2人、13日に13人、14日に18人）

通知書には保護廃止時の住所が印字されるため、現住所が当時と異なる人（19人）には、現住所と氏名のみを印字した宛名用紙を別に作成し、宛名用紙の現住所が見えるように重ねて窓あき封筒で発送するが、封入・封緘時の確認作業に漏れがあり、2人に取り違えた決定通知書を送付してしまった。

決定通知書には、生活保護を受給していた期間や、追加給付額、支給日などの個人情報が記載されている。

3 個人情報漏洩の判明

8月18日午前、別人の通知書が送付されてきたという電話があり、それから間もなくしてもう1人から同様の電話があった。聞き取った内容から、その2人の間で取り違えたことが判明した。（2人とも14日発送）

4 対応状況

- ・取り違えた2人には、18日午後6時と19日午後1時に訪問し、謝罪するとともに、正しい通知文の手交、別人の通知書の回収を行った。
- ・宛名用紙を同封したほかの17人には、18～19日に電話連絡を行い、正しい通知書が送付されていることを確認した。

5 再発防止策

- ・保護追加給付決定通知書と宛名用紙が同一の申出者のものであることを、より正確に確認可能とするため、宛名用紙にケース番号と申出者名を印字する仕様に変更する。（氏の変更や、申出者の代理人に送付する場合もあり、宛名用紙の使用頻度は高いため）
- ・事務処理システム内の作業プロセスごとにチェック欄を設け、複数チェック実施を徹底かつ確認できるよう作業マニュアルの見直しを行う。
- ・郵送する封筒の封緘前に、必ず役職者が、通知書と宛名用紙が一致しているか確認する。